

千葉県告示第507号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月13日

千葉市長 神谷 俊一

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称 桜木町内会

(2) 所在地 千葉市若葉区桜木北3丁目22番25号

(3) 代表者 ア 氏名 大塚 喜男

イ 住所 千葉市若葉区桜木北3丁目5番9号

2 変更があった事項及びその内容

会則（第1条 目的）の変更

改正後	改正前
本会は、以下に掲げるような地域 的共同活動を行うことにより、良好 な地域社会の維持及び形成に資する ことを目的とする。 (1)～(5) 略 (6) <u>会員の健康増強を推進する。</u> (7) 略 (8) 略 A 略 B 組織部 ①老人会 ②子ども会 <u>育成会 ③子ども会</u> C 略	本会は、以下に掲げるような地域 的共同活動を行うことにより、良好 な地域社会の維持及び形成に資する ことを目的とする。 (1)～(5) 略 (6) <u>地域社会の商工業者及び士業の組 織を作り町内会との連絡を密にする。</u> (7) <u>スポーツの振興をはかり会員の健 康増強に役立たせる。</u> (8)安全、安心のまちづくりに関する 諸対策の実施に関すること。 (9)上記の目的を達成するため次の組 織を置く。 A 専門部 ①交通・環境部 ②防災・ 防犯部 ③広報・福祉部 B 組織部 ①老人会 ②婦人会 ③子ども会育成会 ④子ども会 ⑤ <u>商工振興会 ⑥スポーツ推進振興会</u> C 特別委員会（必要によりその都度 設置する）